



10月～11月に丹波市内を
観光される方、必見！



丹波市タクシー等利用による周遊旅行促進事業補助金

補助対象者

タクシー又はレンタカーを利用して丹波市内を周遊された
丹波市外在住の方。

補助対象期間

令和6年10月1日（火）～令和6年11月30日（土）

補助金額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満切捨）
とし、上限額は次のとおり。

【タクシー】通常利用 5,000円 ・ 貸切り 10,000円

【レンタカー】 10,000円

旅行の翌日から15日以内に申請してください。

※予算の範囲内で補助を行います。実施状況は丹波市HPからご確認ください。

補助要件



タクシー又はレンタカーを利用する旅行で、1回の旅行につき、以下の補助要件をいずれも満たすものを補助対象とする。

・丹波市観光協会が指定するまごころ応援団の店舗の2か所以上において食事、買物等を行うもの。

・まごころ応援団の店舗2か所以上の利用の内1か所以上で昼食又は夕食の食事をとること。

補助対象外

学校行事、国又は地方公共団体が実施する視察や研修、宗教活動又は政治活動として実施するものや他の公的助成を受けているもの。

丹波市まごころ応援団ホームページ



補助対象経費



補助対象経費は丹波市内の周遊に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）のうち次のとおり。

- ① タクシー又はレンタカーの料金【必須】
- ② まごころ応援団のお店での利用料金【必須】
- ③ まごころ応援団のお店での昼食又は夕食の料金【必須】
- ④ 丹波市内の観光、歴史・文化施設の入館料又は体験料
- ⑤ レンタカー利用の場合はガソリン料金（市内給油所に限る）

留意事項

下記の（1）（2）に漏れがあると補助金の交付は受けられませんのでご注意ください。

- （1）補助対象となる経費の領収書の写しを必ず添付すること
- （2）領収書の写しのうち、必須分が3つともそろっていること。

ひとつでも不足していると補助金全てが交付できません

【お申し込み・お問い合わせ】

丹波市産業経済部観光課 〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811
電話：0795-88-5115 ※申請手続きは丹波市HPをご確認ください

